



長野県報

8月11日(木)
平成17年
(2005年)
第1684号

目次

告示

事務処理規則に基づき平成17年度において地方事務所に長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政システム改革チーム）…………… 1

都市計画事業の事業計画の変更認可（水環境課生活排水対策室）…………… 1

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路維持課）…………… 2

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路維持課）…………… 3

河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（2件）（河川課）…………… 3

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）…………… 4

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）…………… 4

租税特別措置法に基づく優良宅地等認定事務取扱要綱の一部改正（建築管理課）…………… 4

公告

特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）…………… 6

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）…………… 6

一般競争入札（4件）（管財課）…………… 6

土地改良事業の施行の同意（土地改良課）…………… 9

土地改良区役員の就退任の届出（3件）（土地改良課）…………… 9

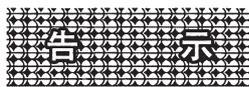
特定調達契約に係る落札者の決定（教学指導課）…………… 10

平成17年9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会（選挙管理委員会）…………… 11

一般競争入札（雇用・人材育成課）…………… 11

一般競争入札（高校教育課）…………… 12

一般競争入札（文化財・生涯学習課）…………… 12



告示

長野県告示第350号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の5の(2)の規定により、平成17年度において地方事務所に長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成17年8月11日

長野県知事 田中康夫

強い農業づくり交付金交付要綱（平成17年4月1日付け17農村第227号農政部長通知）に基づく交付金（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

森林整備に係る建設機械の活用促進事業補助金交付要綱（平成17年7月19日付け長野県告示第324号）の規定に基づく補助金

行政システム改革チーム

長野県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
茅野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
茅野都市計画下水道事業 茅野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年2月12日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和50年長野県告示第69号、昭和54年長野県告示第267号、
昭和54年長野県告示第665号、昭和56年長野県告示第393号、昭

和57年長野県告示第607号、昭和59年長野県告示第307号、昭和61年長野県告示第332号、昭和62年長野県告示第582号、昭和62年長野県告示第836号、平成3年長野県告示第101号、平成4年長野県告示第788号、平成8年長野県告示第314号、平成9年長野県告示第66号、平成11年長野県告示第77号及び平成14年長野県告示第174号の事業地に、茅野市宮川字福袋、字沢通り、字雑事場及び字田沢横道下並びに米沢字清水端、字土橋田、字間久保横道下、字くね添、字向横道下、字向大石脇、字向岩穴端、字向田ノ上、字向道下平、字向横道上、字横道下、字遠久保、字向林、字上ノ平、字滝前、字湯端、字出生田及び字どぶせい並びに湖東字梨木北、字ニツホツ田、字浦沢、字清水、字白井出日影、字くね、字出日影、字たいこうじ、字辻屋、字市道上及び字氏神上並びに豊平字石倉、字上河原、字上半田、字子之神、字南上ノ平、字遼路、字見山田、字揚汐、字橋場、字水無及び字後田並びに玉川字大汐下、字見山、字平道上、字弓振道上、字菊宮向、字箒畑、字ザレノコン及び字北小ぶけ並びに金沢字川西、字一本木、字丸山、字橋下及び字宿尻並びに北山字姥ヶ懐、字蟹田、字姥ヶ懐及び字出頭並びに泉野字小和田、字山道、字山道畑、字一ツ石、字寺畑深山、字寺畑風除、字寺屋敷深山、字風除上、字家下及び字小ハヤ裏笹尾根を加え、宮川字出頭、字中ノ沢通、字神垣外、字下新田、字丸ヲサ、字上ノ平、字竜ヶ崎及び字柳田並びに米沢字山崎田、字横川端、字五輪久保、字中之久保、字牛首、字上ノ原、字家前、字中上、字垣外、字扇俣、字上平、字平出浦、字間々下、字前島、字日影林、字花房、字神手、字居平、字木ノ梨、字岡上、字木さだ、字前田及び字渋沢並びに湖東字下石在、字上之山、字上之原、字山之神脇、字ホッチが沢、字新井下、字市場、字下新井沢、字牛首、字糖塚、字柏木、字屋敷添、字泉の木、字白井出尾根、字上仁反田、字殿田、字北之久保、字山之神下、字山之神裏、字向田、字山之神上、字ニツ石、字中山、字富士塚、字家裏、字家上、字向原、字金山、字向原及び字須栗平並びに豊平字河原田、字石行、字坊主田、字山道、字畑平、字中原、字大泉寺、字前田、字向原、字塩之目沢、字観音原、字カジヤ、字菅田、字姥久保、字水上、字神田、字家中、字長畦、字下寄、字蟹田、字下田、字家前、字寺上、字南原、字百々強、字松葉日向、字上ノ山、字山寺前、字山寺、字夫婦石、字夫婦岩、字城及び字藤右衛門前並びに玉川字宮原、字久保田、字木戸脇、字和田日向、字後田道上、字日岸門日影、字川久保、字塚尾根頭、字二ノ丸汐下、字宿下日向、字石毛、字宿下、字一本木通、字長永、字クネ畑、字藤塚、字式部汐、字中原、字南田、字見山、字前田、字菊沢境、字屋敷添、字平、字中畑、字斧研、字神過田、字早川、字後田、字後原、字御社宮司、字寺屋敷、字清右衛門畑、字クワナ原、字久保川、字さぎ畑、字昼飯場、字清水尻、字下の橋、字山ノ神、字汐上、字横道上、字一本木、字菰立及び字市道並びに金沢字川久保、字下畑、字西畑、字神ノ木、字竹原、字伊奈道下、字中河原、字焼屋敷、字権現原、字狐塚、字峯見山、字堂ヶ入、字元屋敷、字前田、字裏之山、字下町、字下町東裏、字東裏、字西裏、字向坂、字古新井、字下手ヶ原及び字御狩野並びに北山字苗間、字戸尻川、字狐原、字撫畑、字新井、字下り、字栗之木下、字丸の内、字砂場、字宮之上、字宮守沢、字北山、字寺上、字経塚、字下河原、字北大塩道、字下原、字栗平、字鬼石、字葎河原及び字家下並びに泉野字向イ河原中島、字初木原、字日鴨、字鴨道北、字日鴨日乾、字丸

山尻、字北ノヤチ、字上ノ原、字家ウラ、字宅地通、字家裏、字坂下、字桂平、字丸生戸、字家裏道、字屋敷添及び字大汐上道北並びにちの字西入、字検校平、字西山田、字焼屋敷、字薬研久保地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年8月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 142号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡和田村字観音沢5384番の97地先から小県郡和田村字観音沢5384番の72地先まで	旧	11.3~17.2 m	0.2842 km
同 上	新	15.0~20.8	0.2842

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字大屋字中村466番の1地先から上田市大字大屋字中村464番の1地先まで	旧	12.0~15.0 m	0.0416 km
同 上	新	12.0~17.6	0.0416

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡長門町大字大門3518番の10地先から小県郡長門町大字大門3518番の10地先まで	旧	8.0~12.9 m	0.1900 km
同 上	新	18.3~40.5	0.2042

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 諏訪白樺湖小諸線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東御市下川原字下久保89番の1地先から 東御市下川原字中屋敷183番の5地先まで	旧	9.3~25.0 m	0.1740 km
同 上	新	9.3~25.0	0.1740

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 東御孺恋線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東御市新張所沢西川左岸無番地先から 東御市新張所沢西川右岸無番地先まで	旧	15.2~40.6 m	0.2449 km
同 上	新	20.6~50.2	0.2789

道路維持課

長野県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年8月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年8月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路線名 142号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡和田村字観音沢5384番の97地先から
 小県郡和田村字観音沢5384番の72地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年8月11日
 2(1) 路線名 152号
 (2) 供用を開始する区間
 上田市大字大屋字中村466番の1地先から
 上田市大字大屋字中村464番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年8月11日
 3(1) 路線名 152号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡長門町大字大門3518番の10地先から
 小県郡長門町大字大門3518番の10地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年8月11日
 4(1) 路線名 諏訪白樺湖小諸線
 (2) 供用を開始する区間
 東御市下川原字下久保89番の1地先から
 東御市下川原字中屋敷183番の5地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年8月11日
 5(1) 路線名 東御孺恋線

- (2) 供用を開始する区間
 東御市新張所沢西川左岸無番地先から
 東御市新張所沢西川右岸無番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年8月11日

道路維持課

長野県告示第354号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県佐久建設事務所において縦覧に供します。

平成17年8月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 河川の名称
信濃川水系 一級河川 繰矢川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年8月11日
- 廃川敷地等の位置
小諸市大字平原字馬坂84番の7地先及び85番の6地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 13.01平方メートル
- 河川法施行令（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第355号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県諏訪建設事務所において縦覧に供します。

平成17年8月11日

長野県知事 田 中 康 夫

- 河川の名称
信濃川水系 一級河川 塚間川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年8月11日
- 廃川敷地等の位置
岡谷市字落1383-2番地先から岡谷市字鳴沢1750-5番地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 957.58平方メートル
- 河川法施行令（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

する者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 土砂災害警戒区域の名称
大泉川1、滝洗沢、手洗沢、滝ノ沢川、栃ヶ洞沢川及び大泉川
- 2 指定の区域
伊那市及び上伊那郡南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
滝洗沢、手洗沢、滝ノ沢川、栃ヶ洞沢川及び大泉川
- 2 指定の区域
伊那市及び上伊那郡南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第358号

租税特別措置法の規定による優良宅地等認定事務取扱要綱（昭和49年長野県告示第227号）の一部を次のように改正します。

平成17年8月11日

長野県知事 田中康夫

第1中「第31条の2第2項第12号のハ及び第13号のニ、第62条の3第4項第12号のハ及び第13号のニ」を「第31条の2第2項第14号のハ及び第15号のニ、第62条の3第4項第14号のハ及び第15号のニ」に改める。

第2第1項中「第31条の2第2項第12号のハ、第62条の3第4項第12号のハ」を「第31条の2第2項第14号のハ、第62条の3第4項第14号のハ」に改める。

第10第1項及び第2項中「第31条の2第2項第13号のニ」を「第31条の2第2項第15号のニ」に、「第62条の3第4項第13号のニ」を「第62条の3第4項第15号のニ」に改める。

「
租税特別措置法〔第28条の4第3項第5号のイ並びに第31条の2第2項第12号のハ及び第62条の3第4項第12号のハ〕の
様式第1号中 第2項第12号のハ及び第62条の3第4項第12号のハ」を

「
租税特別措置法〔第28条の4第3項第5号のイ並びに第31条の2第2項第14号のハ及び第62条の3第4項第14号のハ〕の
第2項第14号のハ及び第62条の3第4項第14号のハ」に、
「第31条の2第2項第12号のハ及び第62条の3第4項第12号のハ」

を「第31条の2第2項第14号のハ及び第62条の3第4項第14号のハ」に改める。

「
租税特別措置法〔第28条の4第3項第5号のイ並びに第31条の2第2項第12号
第2項第12号のハ及び第62条の3第4項第12号のハ〕の
様式第4号中 第2項第12号のハ及び第62条の3第4項第12号のハ」の規定により、
年月日付け長野県

「
 租税特別措置法〔第28条の4第3項第5号のイ並びに第31条の2第2項第14号
 第63条第3項第5号のイ並びに第31条の2第2項第14号のハ
 のハ及び第62条の3第4項第14号のハ〕の規定により、年月日付け長野県
 及び第62条の3第4項第14号のハ〕に改める。
 」

「
 様式第5号中 租税特別措置法〔第28条の4第3項第6号
 第31条の2第2項第13号のニ
 第62条の3第4項第13号のニ
 第63条第3項第6号〕の規定により、を
 」

「
 租税特別措置法〔第28条の4第3項第6号
 第31条の2第2項第15号のニ
 第62条の3第4項第15号のニ
 第63条第3項第6号〕の規定により、に改め、同様式の備考の6、7及び9中「第31条の2第2項第13号の
 」

ニ又は第62条の3第4項第13号のニ」を「第31条の2第2項第15号のニ又は第62条の3第4項第15号のニ」に改める。

建築管理課